

尾張旭市監査公表第28号

令和元年7月1日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した公の施設の指定管理者監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

三郷・瑞鳳・渋川児童館（こども子育て部こども課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>三郷児童館及び瑞鳳・渋川児童館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。</p> <p>また、瑞鳳・渋川児童館の管理運営に関する年度協定において、公民館にて一括契約し、請求を受ける光熱水費等の負担金の支払い方法について定めていなかった。</p>	<p>予算額範囲内で業務を執行できるように努めるよう伝えると共に、予算額を超えて支出する場合には、予算の組替えについて必ず協議を行うように申合せしました。</p> <p>瑞鳳・渋川児童館について光熱水費の負担金の支払方法について年度協定書に書き加えることを申合せしました。</p>
<p>指定管理者から報告された収入支出の執行状況において、経費の詳細内容が明確に整理されていないものが見受けられた。運営管理をしていく上で必要な経費の算定が適正かどうかを判断するためには、支出内容の詳細や金額の算出根拠について、実際の収支状況を明らかにする必要がある。</p>	<p>指定管理者に対して経費の内容をより詳細に提示できるよう整理するように指示しました。</p> <p>また、経費の算定が適正か判断できるように算出根拠を提示できるように努める旨を申合せしました。</p>